

一般社団法人
計画・交通研究会
定 款

平成 年 月 日 作 成
平成 年 月 日 公証人認証
平成 年 月 日 会社成立

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人計画・交通研究会と称する。

2. この法人は、略称を計交研と称し、英文では、Association for Planning and Transportation Studies と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を 東京都千代田区 に置く。

2. この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目的)

第 3 条 この法人は、地域にかかわる計画および交通・運輸に関する広範な情報・資料を継続的に蓄積し、わが国における計画および交通分野の研究ならびに会員の共益に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が中心となった研究会・研修・意見交換
- (2) 情報・資料の収集および利用手段の整備
- (3) 他団体等との交流および連携
- (4) 会報およびホームページによる成果、資料等の公開
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事項

(公告)

第 5 条 この法人の公告方法は、官報に掲載する方法による。

第 2 章 会 員

(会員の資格および構成)

第 6 条 この法人は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

① フェロー

理事または評議員経験者等で、会費年額 10,000 円以上を納めるもの。

② 個人会員

学識経験者で、会費年額 10,000 円以上を納めるもの。

③ 法人会員

計画および交通の調査・研究に関心をもつ団体で、会費 5 口（1 口年額 1 2 万円）以上を納めるもの。

(2) 賛助会員

① 個人賛助会員

かつて法人会員または法人賛助会員に所属し、この法人の活動に貢献された個人で、退職等で当該法人会員または法人賛助会員から離脱後もこの法人の活動に参加を希望され、会費年額 5,000 円以上を納めるもの。

② 法人賛助会員

この法人の趣旨に賛同する団体で、会費 1 口（1 口年額 1 2 万円）以上を納めるもの。

2. 正会員をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、理事または評議員 2 名以上の推薦と理事会の承認を必要とする。

(会費)

第8条 全ての会員は、年度当初までに所定の会費を納付しなければならない。

2. 会員がすでに納入した年会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

(会員の権利および義務)

第9条 会員は、次の権利および義務を有する。

- (1) 会員は、別に定める規定に基づき、この法人のすべての資料を利用することができる。
- (2) 会員は、この法人が主催・共催する行事に参加することができる。
- (3) 会員は、会報の配布を受けることができる。
- (4) 会員は、この法人の会議室を別に定める手続きに従って使用することができる。
- (5) 個人会員は、資料の収集および利用手段の整備に協力しなければならない。

(退会)

第10条 退会しようとする会員は、退会届を書面で会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

2. 会員は、次の各号の一つに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 会費を 3 年以上滞納したとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項および法人法に規定する事項に限り決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (3) 役員報酬等の支給基準
- (4) 定款の変更
- (5) 解散

(招集)

第14条 定時社員総会は、毎年4月に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて随時招集する。

2. 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故があるときは他の理事が招集する。
3. 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 社員総会の日時および場所
 - (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要）
 - (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項および議決権行使の期限
 - (4) 代理人による議決権行使について、委任状その他の代理権を証明する方法および代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(社員による招集の請求)

第15条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対して社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2. 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て社員総会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集通知)

第16条 会長は、社員総会の日1週間前までに社員に対して、第14条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

2. 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長とする。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

2. やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理を証明する書類を会長に提出して、代理人にその権限を代理行使させることができる。この場合においては第19条の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員等

(役員の種類および定数)

第21条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1人を代表理事とする。
3. 代表理事を会長とする。
4. 理事のうち1名乃至3名を副会長とし、1名を事務局長とする。

(選任等)

第22条 理事および監事は社員総会の決議により選出する。

2. 会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員解任)

第23条 役員は、いつでも社員総会の決議により解任することができる。

(任期)

第24条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2. 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。
3. 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第25条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2. 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了または辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員職務)

第26条 理事および監事は、法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

- (1) 会長 社員総会および理事会を招集し、議長となるほか会務を統括する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
2. 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
3. 第1項ただし書に規定する報酬の支払基準については、種類、金額の算定方法、支給の形態が明らかになるように、社員総会の決議により定めるものとする。

(名誉会長及び顧問)

第28条 この法人に関する重要な事項を諮問するため、会長は理事会の承認を経て、名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

(幹事)

第29条 会長は理事会の承認を経て、幹事を任命することができる。

2. 幹事の人数、任期等は理事会で定める。
3. 幹事はこの法人の事業に関し、理事を補佐する。

(事務局および事務局次長)

第30条 この法人の事業に関する事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局長を補佐するため、事務局次長を置くことができる。
3. 事務局次長は、会長が幹事の中から任命する。

第5章 理 事 会

(理事会の設置)

第31条 この法人に、理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 代表理事の選任および解職
- (3) 重要な財産の処分および譲り受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な使用人の選任および解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (7) その他この法人の業務の執行に関する事項（社員総会の決議を要する事項を除く。）

(招集)

第33条 理事会は会長が招集する。

2. 理事会を招集しようとするときは、会長は理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項ならびに日時および場所、その他重要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 会長が理事会の目的である事項につき提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第6章 評議員および評議員会

(評議員)

第38条 この法人に、評議員10名以上30名以内を置く。

(選任および解任)

第39条 評議員の選任および解任は、理事会の決議をもって行う。

(任期)

第40条 評議員の任期は、選任後2年とする。また、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、

前任者の任期が満了するときまでとする。

(欠員)

第41条 評議員は、辞任または任期の満了の場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(評議員の報酬等)

第42条 評議員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の評議員には報酬を支払うことができる。

2. 評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

(評議員会の構成)

第43条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、評議員をもって構成する。

3. 評議員会は、会長の諮問機関として事業活動の評価を行い、研究会の運営にかかわる重要事項について審議する。

(招集)

第44条 評議員会は会長が招集する。

2. 評議員会を招集しようとするときは、会長は評議員会の日日の5日前までに、評議員に対し、評議員会の目的である事項ならびに日時および場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、評議員会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第45条 評議員会の議長は、会長とする。

(決議)

第46条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する評議員は、決議に加わることができない。

2. やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては前項の適用については評議員会に出席したものとみなす。

第7章 資産および会計

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会で定める。

(剰余金の処分制限)

第48条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2. 社員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告および決算)

第50条 会長は、各事業年度終了後次の書類を作成した上監事の監査を受け、法の定めるところにより、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更するときは、社員総会の特別決議をしなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、第48条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第52条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第19条第2項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- (2) 全ての社員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

(残余財産の処分)

第53条 清算をする場合において、残余財産は類似の事業を目的とする他の公益社団法人

または公益財団法人に帰属させるものとする。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第55条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時社員)

第56条 この法人の設立時社員の住所、氏名は次のとおりである。

住所 神奈川県横浜市青葉区若草台7番地81

氏名 森 地 茂

住所 茨城県土浦市西根南二丁目10番2号

氏名 石 田 東 生

住所 神奈川県川崎市宮前区土橋一1丁目24番地3

氏名 水 野 高 信

(設立時理事および監事)

第57条 この法人の設立時の理事および監事は次のとおりとする。

理事 森 地 茂

理事 石 田 東 生

理事 水 野 高 信

監事 清 水 英 範

監事 藤 田 宗 久

以上一般社団法人計画・交通研究会を設立するため、設立時社員森地茂、同石田東生、同水野高信の代理人である行政書士山野井友子は、電磁記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成21年6月15日

設立時社員 森 地 茂

設立時社員 石 田 東 生

設立時社員 水 野 高 信

上記設立時社員3名の定款作成代理人

行政書士 山野井 友 子